

第5章 子ども・子育て支援法に基づく事業の推進

1. 教育・保育の提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法に基づき事業計画の策定にあたり「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」のことであり、その区域ごとに各年度の「教育・保育」並びに「地域子ども・子育て支援事業」の事業量の見込みと確保内容を定めます。

各事業の実施にあたっては、市全域を一体的に捉え事業の展開を図るため、市全域を一つの教育・保育提供区域として設定し、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」を推進します。

2. 量の見込みと提供体制の確保内容及び実施時期

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域における子どもの数、利用状況、保護者のニーズ等を踏まえて必要事業量である「量の見込み」を設定します。

その「量の見込み」に対し「教育・保育」においては、各年度の施設の利用定員等を、また「地域子ども・子育て支援事業」においては、各年度のサービス提供人数等を確保内容として設定します。

教育・保育を受けようとする場合、児童の年齢や保育の必要性に応じて次の3区分に分けて認定することとなっており、認定区分ごとに量の見込みを設定します。

認定区分	対象となる子ども	根拠法令 (子ども・子育て支援法)	給付内容	利用できる 施設・事業
1号認定	満3歳以上で教育を希望する者	第19条第1項 第1号	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で教育・保育を希望する者	第19条第1項 第2号	保育短時間 保育標準時間	幼稚園 保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満で保育を希望する者	第19号第1項 第3号	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育事業

(1) 教育・保育

① 幼稚園

◇1号認定及び2号認定（3歳～5歳 教育希望）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み(人)	387	382	377	372	367
1号認定	220	217	214	212	209
2号認定	167	165	163	160	158
② 確保内容(人)	400	400	400	400	400
特定教育・保育施設 (幼稚園1園)	160	160	160	160	160
子ども子育て支援制度 (未移行園2園)	240	240	240	240	240
③ ②-①過不足(人)	13	18	23	28	33

② 保育園

◇2号認定（3歳以上児）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み(人)	1,643	1,608	1,574	1,540	1,507
② 確保内容(人)	1,790	1,775	1,760	1,745	1,730
特定教育・保育施設 (保育園24園)	1,790	1,775	1,760	1,745	1,730
③ ②-①過不足(人)	147	167	186	205	223

◇3号認定（3歳未満児）

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
年齢区分(歳)	0	1,2	0	1,2	0	1,2	0	1,2	0	1,2
① 量の見込み(人)	149	779	154	789	159	799	164	809	169	819
② 確保内容(人)	149	779	154	789	159	799	164	809	169	819
特定教育・保育施設 (保育園24園)	144	761	149	771	154	781	159	791	164	801
地域型保育事業	0	12	0	12	0	12	0	12	0	12
企業主導型保育施設の地域枠	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
その他認可外保育施設の地域枠	2	3	2	3	2	3	2	3	2	3
③ ②-①過不足(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育園利用率(%)	24.5	58.9	25.7	60.6	27.0	62.3	28.3	64.0	29.6	65.8

【提供体制の方向性】

利用率が増加傾向にある保育園の3歳未満児については、受入体制を確保し、保育ニーズに対応します。

また、受入体制の確保や今後の利用状況等については、私立保育園運営法人等と情報共有を図りながら対応をすすめていきます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業については、市が取組む次の事業について、地域の実情やニーズに応じて実施します。

① 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後の適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ^(ウ)		1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
低学年	1年生	390	390	390	390	390
	2年生	350	350	350	350	350
	3年生	260	260	260	260	260
高学年	4年生	140	140	140	140	140
	5年生	40	40	40	40	40
	6年生	20	20	20	20	20
確保内容 ^(ウ)		1,200	1,200	1,200	1,200	1,200

【提供体制の方向性】

今後も同様のニーズが見込まれるため、現状のサービス提供体制を確保します。

② 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で保育を行う事業です。

現在、市内保育所19園で実施しており、岡本保育園においては、13時間保育を実施しています。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ^(ウ)		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
確保内容 ^(ウ)		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

【提供体制の方向性】

今後も同様のニーズが見込まれるため、現状のサービス提供体制を確保します。

③ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

現在、市内幼稚園3園と保育所16園で実施しています。

◇幼稚園における在園児を対象とした事業

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ^(ウ)	387	382	377	372	367
1号認定 ※1	220	217	214	212	209
2号認定 ※2	167	165	163	160	158
確保内容 ^(ウ)	400	400	400	400	400

◇保育園における未就園児を対象とした事業

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ^(ウ)	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100
確保内容 ^(ウ)	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100

【提供体制の方向性】

今後も同様のニーズが見込まれるため、現状のサービス提供体制を確保します。

④ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行うショートステイ事業及びトワイライトステイ事業です。

現在、児童養護施設及び母子生活支援施設の2施設で実施しています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ^(ウ)	70	70	70	70	70
確保内容 ^(ウ)	70	70	70	70	70

【提供体制の方向性】

今後も同様のニーズが見込まれるため、現状のサービス提供体制を確保します。

⑤ 病児保育事業

病気の症状が回復しておらず、当面の症状に急変が認められない児童を専用の施設で一時的に保育する事業です。

現在、市内の医療施設に併設する1か所で実施しています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ^(ウ)	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
確保内容 ^(ウ)	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600

【提供体制の方向性】

今後も同様のニーズが見込まれるため、現状のサービス提供体制を確保します。

⑥ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ^(ウ)	610	600	590	580	570
実施体制	高山市				

【提供体制の方向性】

今後も子育て中の保護者が不安に陥らないよう、必要な支援や助言を行い、安心して子育てができるよう引き続き実施します。

⑦ 養育支援訪問事業

養育支援を特に必要とする家庭に対して保健師や保育士等が訪問し養育に関する指導助言などを行い、適切な養育を確保する事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ^(ウ)	10	10	10	10	10
実施体制	高山市（委託）				

【提供体制の方向性】

今後も特に養育支援を必要とする子どもをもつ家庭の支援として引き続き実施します。

⑧ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査に対する助成を行う事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ^(ウ)	610	600	590	580	570
実施体制	医療機関及び助産所				

【提供体制の方向性】

妊婦の疾病等の早期発見、早期治療と母子ともに安心安全な出産のため、引き続き実施します。

⑨ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児やその保護者がふれあい、仲間づくりや交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

現在、子育て支援センター1カ所とつどいの広場12カ所で実施しています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ^(ウ)	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
確保内容 ^(カ所)	13	13	13	13	13

【提供体制の方向性】

今後も同様のニーズが見込まれるため、現状のサービス提供体制を確保します。

⑩ 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供や必要に応じた相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

現在、子育て支援センター1カ所で実施しています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ^(カ所)	1	1	1	1	1
確保内容 ^(カ所)	1	1	1	1	1

【提供体制の方向性】

今後も同様のニーズが見込まれるため、現状のサービス提供体制を確保します。

⑪ 実費徴収に係る補足給付事業（幼稚園における副食費支援制度）

幼稚園における給食費のうち副食費について、国が定める基準に該当する子どもや国の基準に該当しない第3子以降の副食費について支援します。

第6章 計画の推進体制

1. 計画の進捗管理

(1) 高山市子どもにやさしいまちづくり推進委員会

子どもの育成に関わる各種団体の代表者や熱意ある市民から構成される「高山市子どもにやさしいまちづくり推進委員会」を設置し、計画の進捗管理や達成状況を確認するとともに、必要に応じて施策の実効性などを議論し、本計画の着実な推進を図ります。

(2) 高山市子どもにやさしいまちづくり推進会議

庁内関係部局で構成される「高山市子どもにやさしいまちづくり推進会議」を設置し、計画の進捗管理や達成状況を確認するとともに、子育て支援施策に関する庁内連携及び調整を行い、本計画の着実な推進を図ります。

2. 計画の推進

社会情勢の変化や子育て・保育ニーズを踏まえ、計画の進捗状況を把握しつつ、子どもがやさしさにつつまれ、健やかに育つまちを目指し、家庭や地域、関係機関や団体等と行政が協働し、途切れのない子育て支援施策の総合的、計画的な推進を図ります。